

鋼 船 規 則

規
則

B 編

船級検査

2011 年 第 2 回 一部改正

2011 年 11 月 1 日 規則 第 77 号

2011 年 7 月 7 日 技術委員会 審議

2011 年 9 月 27 日 理事会 承認

2011 年 10 月 17 日 国土交通大臣 認可

2011 年 11 月 1 日 規則 第 77 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

4 章 中間検査

4.1 一般

4.1.1 定期検査に準じた検査

-2.を次のように改める。

-2. 建造後 10 年を超えるばら積貨物船，油タンカー及び危険化学品ばら積船並びに建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の中間検査のうち，**4.2.2, 4.2.4, 4.2.5** 及び **4.2.6** の規定についてはそれぞれ **5.2.2, 5.2.4, 5.2.5** 及び **5.2.6**（-7.を除く）の規定を適用し，**5.2.3-2.(3)**及び**(4)**並びに船底検査（ただし，表 B6.1 に規定された 7.の検査項目は除く。）を含み前回定期検査の要件に準じて行う。ただし，~~燃料油タンク，潤滑油タンク及び清水タンクの内部検査，暴露甲板に設置される自動閉鎖式空気管頭の詳細検査並びに建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては，貨物積載区域内における船底外板の各板の板厚計測を行う次の(1)から(3)については実施する必要はない。~~

(1) 燃料油タンク，潤滑油タンク及び清水タンクの内部検査

(2) 暴露甲板に設置される自動閉鎖式空気管頭並びに機関室及び貨物区域の通風筒及びその閉鎖装置の詳細検査

(3) 建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては，貨物積載区域内における船底外板の各板の板厚計測

附 則（改正その 1）

1. この規則は，2011 年 11 月 1 日から施行する。

3 章 年次検査

3.2 船体，艙装，消火設備及び備品の年次検査

3.2.2 現状検査

表 B3.2 を次のように改める。

表 B3.2 現状検査

検査項目	検査内容
1～22	(省略)
23 バウドア，内扉，サイドドア及びスタンドア	・ 現状良好であることを確認する。
タンカー，危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する追加要件	
23 24 管装置	(省略)
建造後 10 年を超えるばら積貨物船に対する追加要件	
24 25 貨物倉内の管装置	(省略)
建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する追加要件	
25 26 貨物倉内の管装置	(省略)

(備考)

以前の検査において認められた疑わしい箇所について検査を行うこと。

3.2.3 効力試験

表 B3.3 を次のように改める。

表 B3.3 効力試験

試験項目	試験内容
1 風雨密倉口蓋	(省略)
2 水密隔壁水密戸及び船楼端隔壁出入口の閉鎖装置	(省略)
3 防火構造及び脱出設備に関連する各種装置	(省略)
4 火災探知装置及び火災警報装置（手動警報装置を含む。）	(省略)
5 消火ポンプ（非常用を含む。）、送水管、消火栓、消火ホース及びノズル等の射水消火装置	(省略)
6 固定式甲板泡装置	(省略)
7 排煙用通風機	(省略)
8 復原性計算機	(省略)
9 水位検知警報装置	(省略)
10 排水設備	(省略)
11 バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア	・ 作動確認 ・ 射水試験（検査員が必要と認める場合）

3.2.5 構造部材等の精密検査

表 B3.5 を次のように改める。

表 B3.5 構造部材等の精密検査

検査項目	備考
<u>貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件</u>	
1 バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア	・ バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアの締付装置、支持装置、ロック装置及びそれらの溶接部
<u>二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件^{*1}</u>	
1 倉口蓋及び倉口縁材	(省略)
2 貨物倉内の構造部材	(省略)
<u>二重船側構造ばら積貨物船に対する要件</u>	
1 倉口蓋及び倉口縁材	(省略)
<u>総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件</u>	
1 倉口蓋及び倉口縁材	(省略)
2 貨物倉の倉内肋骨	(省略)

（備考）

*1： 単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合、二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては、二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。

3.2.6 構造部材等の板厚計測

表 B3.6 を次のように改める。

表 B3.6 構造部材等の板厚計測

検査項目	備考
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	(省略)
2 バウドア，内扉，サイドドア及びスタン ドア	・ 表 B3.2 に規定する現状検査の結果，検査員が必要と認めた場合に行う。
タンカー，危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する要件	
1 貨物ポンプ室内，貨物圧縮機室内及び暴 露した甲板上の貨物管装置，通気装置， パージ装置，ガスフリー装置及びイナ ートガス装置その他すべての管装置	(省略)
2 バラストタンク内の構造部材	(省略)
ばら積貨物船に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	(省略)
2 倉口蓋及び倉口縁材	(省略)
3 貨物倉内の構造部材	
総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	(省略)
2 倉口蓋及び倉口縁材	(省略)
3 貨物倉内の構造部材	(省略)

4 章 中間検査

4.2 船体，艙装，消火設備及び備品の中間検査

4.2.5 構造部材等の精密検査

表 B4.3 を次のように改める。

表 B4.3 構造部材等の精密検査

検査項目	備考
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件	
1 <u>バウドア、内扉、サイド ドア及びスタンドア</u>	・ バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアの締付装置、支持装置、ロック装置及 びそれらの溶接部
液化ガスばら積船に対する要件	
1 バラストタンク	(省略)
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件*3	
1 倉口蓋及び倉口縁材	(省略)
2 貨物倉内の構造部材	(省略)
.1 倉内肋骨（全体）とそ の両端部肘板及び該 部の船側外板	
.2 水密隔壁	
.3 その他の構造部材	(省略)
二重船側構造ばら積貨物船に対する要件	
1 倉口蓋及び倉口縁材	(省略)
2 貨物倉内の構造部材	(省略)
総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件	
1 倉口蓋及び倉口縁材	(省略)
2 貨物倉内の構造部材	(省略)
.1 倉内肋骨下端部及び 下部肘板	
.2 隔壁の下端部	
.3 空気管及び測深管の 内底板直上の部分	

(備考)

*1： 支材及びトランスリングに隣接する構造部材，例えば外板，縦通隔壁，縦通肋骨，肘板等を含む。

*2： 当該隔壁の桁部材及び隣接する構造部材並びに当該隔壁に接する縦通隔壁を含む。

*3： 単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合，二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては，二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。

4.2.6 構造部材等の板厚計測

表 B4.4 を次のように改める。

表 B4.4 構造部材等の板厚計測

検査項目	備考
建造後 5 年を超える貨物船（以下に特に規定するものを除く。）に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	・ 建造後 5 年を超える貨物船について、表 B4.2 第 2 項の検査の結果、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクについて検査員が必要と認める場合は、検査員の指示するところにより行う。 ・ 板厚計測の結果、著しい腐食が認められる場合は、5.2.6-2.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。
2 バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア	・ 4.2.2 に規定する現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。
タンカー、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する要件	
1 貨物ポンプ室内、貨物圧縮機室及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置	(省略)
2 バラストタンク内の構造部材（建造後 5 年を超える船舶）	(省略)
3 貨物タンク内の構造部材	(省略)
建造後 5 年を超えるばら積貨物船に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	(省略)
2 倉口蓋及び倉口縁材	(省略)
3 貨物倉内の構造部材	(省略)
総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	(省略)
2 倉口蓋及び倉口縁材	(省略)
3 貨物倉内の構造部材	(省略)

5 章 定期検査

5.2 船体、艀装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.2 現状検査

-1.を次のように改める。

-1. 定期検査では、**4.2.2** に規定する現状検査に加え、次の(1)から(3)に定める検査を行う。~~すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置について詳細に検査を行う。なお、暴露甲板に設置される自動閉鎖式空気管頭並びに機関室及び貨物区域の通風筒及びその閉鎖装置については、詳細な検査を行わなければならない。~~

- (1) すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置についての詳細な検査
- (2) 暴露甲板に設置される自動閉鎖式空気管頭並びに機関室及び貨物区域の通風筒及びその閉鎖装置についての詳細な検査
- (3) バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアを有する船舶については、次の(a)及び(b)に定める検査を行う。
 - (a) バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアのヒンジ、ベアリング及び推力軸受けの隙間計測。ただし、隙間を計測するためにベアリングを開放する必要がある場合は、別途操作及び保守マニュアルに記載される又は製造者による推奨がある場合を除き、代表的なベアリングについて計測する程度にとどめて差し支えない。開放する場合には、ヒンジピン及びベアリングの目視検査を行うとともに、ヒンジピンについては非破壊検査を行う。
 - (b) 排水装置の逆止弁の開放検査

5.2.3 効力試験

-2.を次のように改める。

- 2. 前-1.によるほか、次の(1)から(89)の効力試験及び作動試験を行う。
- (1) すべての機械駆動式倉口蓋について作動試験
 - (2) すべての風雨密倉口蓋について表 B2.1 に掲げる射水試験又はこれと同等の試験
 - (3) すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
 - (4) すべてのバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアについて、射水試験又はこれと同等の試験
 - (45) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあっては、すべての貨物タンク、すべてのバラストタンク及びこれらに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、パイプトンネル、コファダム及び空所等）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
 - (56) 液化ガスばら積船の定期検査にあっては、すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、貨物圧縮機室、コファダム、パイプトンネル及び空所）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置に

ついて効力試験及び作動試験

- (~~67~~) ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては、すべての貨物倉、すべてのバラストタンク及び貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画（パイプトンネル、コファダム及び空所等）内の各種管装置並びに暴露した甲板上の各種管装置について効力試験及び作動試験
- (~~78~~) すべての水位検知警報装置について、4.2.3 の表 B4.1 第 1 項でいう作動試験
- (~~89~~) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては、乗降設備について効力試験

5.2.5 構造部材等の精密検査

-1.を次のように改める。

- 1. 定期検査では、各定期検査時に、次の(1)から(~~34~~)に定める箇所に対して精密検査を行う。
 - (1) 貨物倉内の肋骨下端部及び外側肘板並びに隔壁の下部
 - (2) 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分
 - (3) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
 - (4) バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアの締付装置、支持装置、ロック装置及びそれらの溶接部

5.2.6 構造部材等の板厚計測

表 B5.8 を次のように改める。

表 B5.8 板厚計測の対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. <u>すべてのバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアについて、検査員が必要と認めた場合、適当数の板及び防撓部材</u>
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 中央部 0.5L 間の 1 個の横断面の強力甲板の各板 3. <u>すべてのバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアについて、検査員が必要と認めた場合、適当数の板及び防撓部材</u>
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 中央部 0.5L 間における 2 個の横断面の各縦通部材。可能な場合、異なる 2 つの貨物倉の横断面とする。 3. 船首尾タンクの内部構造部材 4. すべての貨物倉口の倉口縁材についてそれぞれの側縁材及び端縁材の両端及び中央部の板及び適当数の防撓部材 5. すべての貨物倉口蓋の適当数の板及び防撓部材 6. <u>すべてのバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアについて、検査員が必要と認めた場合、適当数の板及び防撓部材</u>
建造後 15 年を超え 20 年以下の船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 次の(1)から(3)に定める箇所； (1) 強力甲板の各板 (2) 中央部 0.5L 間における貨物区域の 3 個の横断面の各縦通部材 (3) バラスト喫水線と満載喫水線の間のすべての船側外板の各板 3. 船楼甲板の適当数の板 4. 平板竜骨の各板並びにコファダム、機関室及びタンク後端部における適当数の船底外板 5. シーチェスト部の水密板及び検査員が必要と認めた場合の船外排水管周りの外板 6. すべての貨物倉において、水密横隔壁の最下端部の各板（2 層以上の甲板がある場合には、それぞれの甲板における最下端部の各板）及び防撓部材 7. 第 3 回定期検査時の 3. から 5.6. の要件に同じ。
建造後 20 年を超える船舶に対する定期検査 (第 5 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 第 4 回定期検査時の 2. から 7. の要件に同じ。

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2012 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

12 章 海洋構造物等に関する検査

12.2 登録検査

12.2.2 提出用図面その他の書類

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. 承認用提出図面及びその他の書類

製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及びその他の書類を提出して本会の承認を得なければならない。

(1) 船体関係

- (a) 横断面構造図（満載喫水、曳航時の喫水を記載したもの）
- (b) 縦断面構造図
- (c) 点検設備図
- (d) 溶接施工書
- (e) 防食及び塗装要領書
- (f) 一時係留設備及び曳航設備図
- (g) 位置保持設備の配置図及び構造図
- (h) 固定及び変動重量の分布図
- (i) 設計甲板荷重図
- (j) 復原性資料
- (k) **P 編 7.6.1-2.**によりローディングマニュアルの備えつけが要求される船舶にあつては、ローディングマニュアル
- (l) 保守、防食対策及び検査の方法に関する書類並びに船底検査要領書及び水中検査要領書
- (m) 甲板昇降型船舶にあつては、脚、底部マット、レグタンク及び甲板昇降装置の荷重伝達部等の構造図
- (n) 半潜水型船舶にあつては、コラム、ローワーハル、フーティング、ブレーシング等の構造図
- (o) 大型の貯蔵船にあつては、放爆装置図
- (p) 海底資源掘削船にあつては、以下の図面及びその他の書類
 - i) 掘削やぐらの配置図、構造図及び関連資料
 - ii) 掘削用甲板上の配置図
 - iii) 掘削用甲板、サブストラクチャの構造図
- ~~(pq)~~ その他本会が必要と認める図面又は書類
(省略)

-2. 参考用提出図面その他の書類

製造中登録検査を受けようとする船舶について、前-1.の規定による承認図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を参考として本会に提出しなければならない。

- (1) 各荷重状態に対する構造解析方法及び計算書
- (2) 設計荷重を考慮するうえで利用した環境条件(過去の計測データ, 防波堤等の影響, 曳航航路等詳しく記載されたもの)に関する資料及び風, 波浪, 潮流, 係留及びその他の荷重による総合外力及びモーメントの計算法
- (3) 着氷による荷重, 復原性及び受風面積への影響の資料
- (4) 船舶の移動状態を含んだ非損傷時及び損傷時の復原性計算書
- (5) 前(2)から(4)に関連し, 適当な模型試験及び解析方法を用いたものはそれに関する資料
- (6) ~~作業用の掘削やぐら及びその他等の設備及びその他の艀装品等から支持構造にかかる主重要な作業時の荷重の計算書~~
(省略)

12.2.3 工事の検査

-1.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査における船体, 艀装, 機関及び電気設備関係の工事の立会の時期は, 次のとおりとする。

- (1) **2.1.4-1.**及び**-2.**に規定するとき並びに **12.2.4** 及び **12.2.5** に規定する検査を行うとき
- (2) 機関及び電気設備について, **P 編 11.1.2** 及び **12.1.2** に規定する試験を行うとき。
- (3) 半潜水型船舶にあつては, ドラフトスケールを設置するとき
- (4) 大型の貯蔵船にあつては, 放爆装置の設定作動圧力以下の圧力で作動試験を行うとき
- (5) **P 編 10 章**に規定する係留設備を有する船舶にあつては, 当該設備を設置するとき
- (6) 自動船位保持設備の機器を搭載するとき及び自動船位保持設備の試験要領書に従って試験を行うとき
- (7) 海底資源掘削船にあつては, 掘削やぐら及び掘削やぐらの支持構造を含むサブストラクチャの各部が完成したとき並びに掘削やぐら及びサブストラクチャを搭載するとき

-2. 前-1.に掲げる立会の時期は, 製造所の設備, 技術, 品質管理等の実状に応じて減ずることがある。

12.3 年次検査

12.3.2 船体，艀装，消火設備及び備品の年次検査

-2.を次のように改める。

（省略）

-2. 船体，艀装，消火設備及び備品の検査

年次検査では，当該船舶の構造，艀装等に応じ，**3.2.2** から **3.2.7** に規定する検査項目のうち該当する項目のほか，次に掲げる検査を，現状を見ることができる範囲内で検査を行う。

(1) **P 編 10 章**に規定する係留設備及びそれぞれの所属具並びに当該設備の周囲の船体構造

(2) 海底資源掘削船にあつては，掘削やぐら及び掘削やぐらこれらの支持構造を含むサブストラクチャ装置

（省略）

12.5 定期検査

12.5.2 船体，艀装及び消火設備の定期検査

-3.を次のように改める。

（省略）

-3. 海底資源掘削船にあつては，掘削やぐら及び掘削やぐらの支持構造を含むサブストラクチャ基礎部分並びにこれらと船体との接合部及び船体に直接掘削装置を取り付けるための船体の支持及び補強部分の詳細な検査を行う。

15 章 作業船に関する検査

15.2 登録検査

15.2.1 一般

-2.を次のように改める。

- 1. 製造中登録検査では、船体構造、船体艀装、機関、防火構造、脱出設備、消火設備、電気設備、復原性及び満載喫水線について、それらが **〇 編**の該当規定に適合することを確認する。
- 2. 登録検査では、船舶の材料、船体構造、艀装、機関等に応じ、**2 章**の該当規定によるほか、~~15.2.2 及び 15.2.3~~ 本 15.2 の規定による。

15.2.2 提出用図面その他の書類

-1.及び-2.を次のように改める。

- 1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、**2.1.2** の該当規定によるほか、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及びその他の書類を提出して本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。
 - (1) 当該船舶の目的とする作業のための設備及び機関等(以下、「作業用機器」という。)に関する図面
 - (2) 作業用機器を支持するための船体構造図
 - (3) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、次の図面及び書類
 - (a) 自動船位保持設備の配置図及び構造図
 - (b) 自動船位保持設備装置作動系統図
 - (4) 甲板昇降型船舶にあつては、次の図面及び書類
 - (a) 脚、底部マット、レグタンク及び甲板昇降装置の荷重伝達部等の構造図
 - (b) 甲板昇降装置の構造図及び作動系統図
- 2. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、前-1.の規定による承認用図面その他の書類のほか、**2.1.3** の該当規定による図面その他の書類及び次に掲げるものを参考として本会に提出しなければならない。
 - (1) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、次の図面及び書類
 - (a) 自動船位保持設備の設計計算書
 - (b) 自動船位保持設備の試験要領書（定期的検査の試験項目、試験要領、判定基準等を含む。）
 - (2) 甲板昇降型船舶にあつては、次の図面及び書類
 - (a) 甲板昇降装置を介して、脚から船体にかかる荷重の計算書
 - (b) 着底時の転倒に関する計算書
 - (3) オペレーションマニュアル
 - (4) 当該船舶の目的とする作業のみに用いられる機関については、機関の安全装置の状

況が分かる資料並びにその他の書類 D 編 9 章及び 10 章に規定される資料その他の書類

-3. 本会が必要と認める場合は、前-1.及び-2.に掲げる以外の図面又は書類の提出を要求することがある。

-4. 前-1.及び-2.の規定にかかわらず、同一の事業所において、既に承認された図面その他の書類を用いて船舶を建造する場合又は機関を製造する場合には、本会が別に定めるところにより、前-1.及び-2.に掲げる図面及び資料の一部の提出を省略することができる。

15.2.4 から 15.2.6 として次の 3 条を加える。

15.2.4 海上試運転及び復原性試験

-1. 海上試運転

主推進機関を有する船舶にあつては、2.3.1 に規定する海上試運転を行うほか、船舶の形式に応じて次の試験を行う。

(1) 甲板昇降型船舶では、脚及び甲板の昇降試験及びその安全装置の効力試験並びに底部マットを有しない脚の場合は、各脚について強度計算において考慮した荷重にできるだけ近い荷重までのプレローディング試験

(2) 本会が必要と認めた場合には、設計条件及び設計時における理論計算の妥当性及び稼働時の安全性を確認するため、船体工事完了後、静水中において、稼働中の最も厳しい積付け状態を再現し実証試験を行う場合がある。

-2. 復原性試験

2.3.2 に規定する復原性試験を行わなければならない。

15.2.5 船上に保持すべき図面等

製造中登録検査の完了に際しては、2.1.6 に掲げる図面等のうち該当するもののほか、以下の完成図が船舶に備えられていることを確認する。

(1) オペレーションマニュアル

(2) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、自動船位保持設備試験要領書

15.2.6 製造後の登録検査

-1. 製造後の登録検査については、2.2 の該当規定による。

-2. 製造後の登録検査の完了に際しては、15.2.5 に規定する図面等が船舶に備えられていることを確認する。

15.3 年次検査

15.3.2 を次のように改める。

15.3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査

-1. 以下に掲げる書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。

(1) 当該船舶の構造、用途に応じ、表 **B3.1** に掲げる書類又は図書のうち該当する項目

(2) オペレーションマニュアル

(~~23~~) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、自動船位保持設備試験要領書

-2. 船体、艀装、消火設備及び備品の検査

年次検査では、当該船舶の構造、艀装等に応じ、**3.2.2** から **3.2.7** に規定する検査項目のうち該当する項目のほか、次に掲げる検査を行う。

(1) 作業用機器及びその支持構造について現状検査を行う。

-3. 甲板昇降型船舶にあつては、前-1.及び-2.に掲げる項目に加え、喫水線上の検査できる範囲にある次に掲げる箇所の検査を行う。

(1) 脚構造全般

(2) ジャッキハウス及び脚支持構造並びにこれらの周辺の船体構造

-4. 船型及びバージ型船舶にあつては、前-1.及び-2.に掲げる項目に加え、喫水線上の検査できる範囲内にあるムーンプール等の開口部周辺の船体構造の検査を行う。

15.3.3 機関及び電気設備の年次検査

(4)として次の1号を加える。

機関及び電気設備の年次検査は、船舶に搭載する機関、電気設備の種類に応じ **3.3** に規定する検査項目を検査するほか、以下に掲げる検査を行う。

(1) 作業用機器について現状検査を行う。ただし、検査員が必要と認める場合、作業用機器の効力試験を行うことがある。

(2) 自動船位保持設備を有する船舶にあつては、自動船位保持設備を構成する機器の現状を検査するとともに、自動船位保持設備試験要領書に従って効力試験を行う。

(3) 危険場所の電気設備の現状を検査する。また、建造後10年以上の船舶にあつては、これらの絶縁抵抗を測定する。ただし、適正な計測記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合、これを省略できる。

(4) 甲板昇降型船舶にあつては、甲板昇降装置の現状を検査する。

15.4 中間検査

15.4.2 船体、艀装、消火設備及び備品の中間検査

-3.として次の1項を加える。

-1. 書類及び図書の確認

中間検査では、**15.3.2-1.**に掲げる書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。

-2. 船体、艀装、消火設備及び備品の検査

中間検査では、当該船舶の構造、艀装等に応じて、**4.2.2** から **4.2.7** に規定する検査項目のうち該当する項目及び **15.3.2-2.**に掲げる船体、艀装、消火設備及び備品の現状及び消火設備の予備品を検査する。

-3. 甲板昇降型船舶においては、前-1.及び-2.に規定する検査のほか、次に掲げる箇所の検査を行う。

(1) 建造後5年以上経過した船舶にあっては、代表的なバラストタンク及び少なくとも2つのプレロードタンクの内部検査及び板厚計測

(2) 前(1)の内部検査の結果、当該バラストタンクの防食措置の有効性が確認できる場合には、板厚計測は省略することができる。

15.4.3 を次のように改める。

15.4.3 機関及び電気設備の中間検査

-1. 機関及び電気設備に対する中間検査は、当該船舶の機関及び電気設備の種類に応じて、4.3 に規定する検査項目のうち該当する項目及び 15.3.3 に掲げる項目を検査する。

-2. 甲板昇降型船舶にあっては、検査員が必要と認めた場合、甲板昇降装置の開放検査を行う。

15.5 定期検査

15.5.2 船体、艀装、消火設備及び備品の定期検査

-3.及び-4.として次の2項を加える。

-1. 書類及び図書の確認

定期検査では、**15.3.2-1.**に掲げる書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。

-2. 船体、艀装、消火設備及び備品の検査

定期検査では、当該船舶の構造、艀装等に応じて、**5.2.2** から **5.2.7** に規定する検査項目のうち該当する項目及び **15.4.2-2.**に掲げる船体、艀装、消火設備及び備品の現状及び消火設備の予備品を詳細に検査するほか、次に掲げる検査を詳細に行う。

(1) 自動船位保持設備を備える船舶にあっては、それらの装置及び所属具の現状検査を行い、かつ自動船位保持設備試験要領書に従って作動試験を行う。

-3. 甲板昇降型船舶においては、前-1.及び-2.に掲げる項目のほか、次に掲げる箇所の詳細な検査を行う。

(1) 脚構造全般。板構造で作られた脚については、内部及び外部から検査する。

(2) ジャッキフレーム及び船体の脚支持構造並びにこれらの周辺の船体構造

(3) 底部マット又はフーティングと脚との接合部

(4) 底部マット又はフーティングの内部及び外部

(5) 前(1)、(2)及び(3)に規定する部分のうち、特に応力の集中する箇所で本会の指定した箇所は、非破壊検査を要求することがある。

(6) 建造後 5 年以上経過した船舶の定期検査においては、前(1)から(5)に加え、代表的なバラストタンク及び少なくとも 2 つのプレロードタンクの構造部材の板厚計測。ただし、当該バラストタンク内の防食措置の有効性が確認できる場合には、これらのタンクの構造部材の板厚計測は、本会の適当と認めるところによる。

-4. 船型及びバージ型船舶においては、前-1.及び-2.に掲げる項目のほか、次に掲げる箇所の詳細な検査を行う。

(1) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、自動船位保持設備のための付属物及びダクト

(2) ムーンプール等の開口部付近の船体構造

(3) 前(2)に規定する部分のうち、特に応力の集中する箇所で本会の指定した箇所は、非破壊検査を要求することがある。

15.5.3 を次のように改める。

15.5.3 機関及び電気設備の定期検査

-1. 機関及び電気設備に対する定期検査は、当該船舶の機関及び電気設備の種類に応じて、5.3 に規定する検査項目のうち該当する項目及び 15.3.3 に掲げる項目を検査する。

-2. 甲板昇降型船舶にあつては、甲板昇降装置の現状を検査する。現状検査の結果検査員が必要と認める場合は、当該装置の開放検査を行う。

15.6 船底検査

15.6.1 一般

-3.及び-4.として次の 2 項を加える。

-1. 船底検査は、6 章の該当規定によるほか、本 15.6 の規定による。

-2. 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、それらの設備及び所属具の現状検査を行い、かつ、自動船位保持設備試験要領書に従って作動試験を行う。

-3. 甲板昇降型船舶にあつては、前-1.及び-2.に掲げる検査のほか、次に掲げる箇所を検査する。

(1) 船体外面

(2) スパッド函、マット、脚の水面下の部分及びそれらの結合部分

(3) マット及びスパッド函への脚の結合部は本会が重要部分であると考えるか、又は検査の結果、疑わしいと認めた部分には非破壊検査を要求する事がある。

-4. 建造後 5 年以上の甲板昇降型船舶は、船底検査のときに、近づきやすいマット又はスパッド函の中の代表的なバラストタンク、又は海水が自由に出入する区画、及び船殻の少なくとも 2 つの代表的なプレロードタンクの内部検査及び非破壊検査を行わなければならない。ただし、バラストタンクの防食措置が良好である場合、非破壊検査は省略して差し支えない。

附 則（改正その3）

1. この規則は、2012年5月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2011 年 第 2 回 一部改正

2011 年 11 月 1 日 達 第 85 号

2011 年 7 月 7 日 技術委員会 審議

2011 年 11 月 1 日 達 第 85 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

附属書 B9.1.3-4. 機関計画保全検査（PMS）管理ソフトウェアの承認要領

1.2 承認申込

1.2.1 承認申込書

書式 1 を次のように改める。

書式 1

PMS 管理ソフトウェアの承認申込書

(☐新規 ☐更新 ☐変更)

~~(財)~~日本海事協会 機関部

(〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町 4-7)

申込者文書番号 ()

年 月 日

申込者名： _____ 印

住所：〒

担当者氏名:

TEL : _____

FAX : _____

E-mail : _____

鋼船規則検査要領 B 編附属書 B9.1.3-4.(7)(f)に定めるところにより，下記のソフトウェアの承認を申込みます。

製品 の 名 称	
改 訂 番 号	
製 造 者 名 及 び 製 造 者 の 住 所	
提 出 資 料	
備 考	

(注) 1. この申込書の提出は1部とする。

2. 初めて承認を申込む場合は「新規」、承認の更新を申込む場合は「更新」、承認内容の変更を申込む場合は「変更」の□内に×印を入れる。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2011 年 4 月 1 日から施行する。

B2 登録検査

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.1 海上試運転

-7.を次のように改める。

-7. 規則 B 編 2.3.1-1.(7)に規定する主機又は可変ピッチプロペラ、ボイラ及び発電装置の自動制御及び遠隔制御を行うための装置の試験は、次の(1)から(4)に示すとおりとする。ただし、これらの試験は船内据え付け後、できる限り実際に近い状態で試験を行い、有効に作動することが確認された場合には、海上試運転では、一部を省略して差し支えない。

((1)から(3)は省略)

(4) 規則 H 編 3.2.1-3.の適用を受ける発電装置については、原則として、主機が常用出力で運転中に次の事項を確認すること。ただし、主機が常用出力で運転する際に作動する機器すべてが運転状態にある場合においては、その主機出力で試験を行って差し支えない。

- (a) 1 台を常用する発電装置にあつては、遮断器を引外して主電源を停止し、待機発電装置の自動始動、ACB の自動投入、重要な補機の順次始動が行われること。
- (b) 2 台を常用する発電装置にあつては、1 台の遮断器を引外して、非重要負荷の優先遮断が行われ、かつ、船舶の推進と操舵が維持されること。

附 則 (改正その 2)

1. この達は、2011 年 11 月 1 日から施行する。

B3 年次検査

B3.2 船体，艙装，消火設備及び備品の年次検査

B3.2.1 書類及び図書の確認

-3.を次のように改める

-3. 規則 B 編表 B3.1 第 11 項にいう保守及び補修の記録は，*MSC.1/Circ.1330 “Guidelines for maintenance and repair of protective coatings”*に基づくことを推奨する。

附 則（改正その 3）

1. この達は，2011 年 11 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に行われた塗装の保守及び補修については，この達による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

B8 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

B8.1 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

B8.1.3 プロペラ軸の予防保全管理

表 B8.1.3-1.を次のように改める。

表 B8.1.3-1. プロペラ軸系に予防保全管理方式を採用する場合の取扱い

項目	要領																																						
1. 適用	(省略)																																						
2. 申込	(省略)																																						
3. 承認・付記	(省略)																																						
4. 承認基準	-1. (省略) -2. (省略) -3. 管理基準値 管理責任者は各パラメータに対し以下を標準（指標）とし、その経験や知識を加味し、対象船舶に対する管理基準値を決定すること。 (1) 潤滑油の分析 (a) 分析項目及び分析法；表 1 に示した分析項目及び分析法を標準とする。ただし、本会が特別に適當と認めた場合には、これらに代えて他の分析項目及び分析法を用いることができる。 (b) 基準値；新油からの経時変化としての指標で表 1 の上限値内 (c) 警戒値；基準値の 2 倍の値（警戒値に達した場合は、速やかに試料を再採取し、全項目に付き再試験を行うこと） (2) 潤滑油の消費量／日：2 l/day 以下 (3) 軸受部の温度：55℃ 以下 (4) 軸降下量（上限値）：0.3 mm 以下 表 1 管理基準値 <table><tr><th>標準的な分析項目</th><th>上限値の指標</th><th>標準的な分析法</th></tr><tr><td>Fe (ppm)</td><td>50</td><td>ICP (SOAP 法)</td></tr><tr><td>Cu (ppm)</td><td>50</td><td>—</td></tr><tr><td>Sn (ppm)</td><td>20</td><td>〃</td></tr><tr><td>Pb (ppm)</td><td>20</td><td>〃</td></tr><tr><td>Ni (ppm)</td><td>40</td><td>—</td></tr><tr><td>Cr (ppm)</td><td>40</td><td>—</td></tr><tr><td>Na (ppm)</td><td>80</td><td>〃</td></tr><tr><td>フェログラフィ</td><td>30</td><td>Ferrography</td></tr><tr><td>(WPC/ml)</td><td></td><td>Direct Reading</td></tr><tr><td>I R 酸化度@5.85 μm (Abs.unit/cm)</td><td>10</td><td>FT-IR</td></tr><tr><td>分離水 (%)</td><td>1.0</td><td>Visual (24 settling hrs)</td></tr></table>			標準的な分析項目	上限値の指標	標準的な分析法	Fe (ppm)	50	ICP (SOAP 法)	Cu (ppm)	50	—	Sn (ppm)	20	〃	Pb (ppm)	20	〃	Ni (ppm)	40	—	Cr (ppm)	40	—	Na (ppm)	80	〃	フェログラフィ	30	Ferrography	(WPC/ml)		Direct Reading	I R 酸化度@5.85 μm (Abs.unit/cm)	10	FT-IR	分離水 (%)	1.0	Visual (24 settling hrs)
標準的な分析項目	上限値の指標	標準的な分析法																																					
Fe (ppm)	50	ICP (SOAP 法)																																					
Cu (ppm)	50	—																																					
Sn (ppm)	20	〃																																					
Pb (ppm)	20	〃																																					
Ni (ppm)	40	—																																					
Cr (ppm)	40	—																																					
Na (ppm)	80	〃																																					
フェログラフィ	30	Ferrography																																					
(WPC/ml)		Direct Reading																																					
I R 酸化度@5.85 μm (Abs.unit/cm)	10	FT-IR																																					
分離水 (%)	1.0	Visual (24 settling hrs)																																					
5. 承認後の取扱い	(省略)																																						
6. 承認の取消し	(省略)																																						

附 則（改正その 4）

1. この達は、2011 年 11 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-5.を次のように改める。

-5. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。

((1)から(12)は省略)

(13) 可搬式酸素濃度計測器

2012 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあったタンカーは、2012 年 1 月 1 日以降の最初の検査の時期までに、規則 R 編 4.5.7(1)で規定される酸素濃度の測定用の可搬式計測器を機器の校正のための装置とともに備えていることを、検査により確認を受ける。

附 則（改正その 5）

1. この達は、2012 年 1 月 1 日から施行する。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.4 工事の検査

-3.(3)を次のように改める。

-3. 規則 B 編 2.1.4-1.(8)にいう消火設備の検査においては、次のことを行う。ただし、船内において、性能の確認が容易でないと認められる場合には、製造工場における本会検査員による検査に代えることができる。

((1)及び(2)は省略)

(3) 消火装置、火災探知装置及び手動火災警報装置

((a)から(g)は省略)

(h) 火災探知装置

i) 各探知区域（系統）ごとに適当な探知器を選び、その作動試験を行う。規則 R 編 7.4.1-1.に掲げる機関区域に設置される固定式火災探知警報装置の取付け後の試験方法については、附属書 B2.1.4-3.(3)(h)ii「機関区域に設置される固定式火災探知警報装置の効力試験実施要領」によることを標準とする。

ii) 電源又は電路の故障状態において、警報装置の作動試験を行う。

iii) 試料抽出式煙探知装置にあっては、規則 R 編 30.2.4-2.(2)に規定される試験を行う。

(i) (省略)

附 則（改正その 6）

1. この達は、2012 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B3 年次検査

B3.2.2 の表題を次のように改める。

B3.2.2 船体、~~艀装及び~~、消火設備及び備品の年次検査

-5.として次の 1 項を加える。

-5. 規則 B 編表 B3.2 第 23 項にいうバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア（以下、「ドア及び内扉」という。）の検査に関し、次の(1)から(7)の項目の現状検査を行う。なお、現状検査の結果、検査員が必要と認める場合には、非破壊検査を要求する場合がある。

- (1) ドア及び内扉の板及び防撓部材等の構造部材並びに溶接部が現状良好であることを確認する。
- (2) ドア及び内扉と隣接する構造の板及び防撓材等の構造部材並びに溶接部が現状良好であることを確認する。
- (3) 次の(a)から(h)の装置及び艀装品等が現状良好であることを確認する。
 - (a) 締付装置、支持装置及びロック装置
 - (b) ヒンジ、ベアリング及び推力軸受け
 - (c) 開閉装置、締付装置及びロック装置のインターロック
 - (d) 水密を確保するための閉鎖装置
 - (e) ドア及び内扉の開閉及び締付のための電気機器
 - (f) 排水装置及び排水設備
 - (g) 油圧装置
 - (h) その他、C 編 23 章及び CS 編 21 章の規定により本船に要求される装置
- (4) 上(3)に加え、ヒンジ、ベアリング及び推力軸受けの開放が要求されない場合、隙間計測を行い、現状良好であることを確認する。効力試験の結果、検査員が必要と認める場合には開放を要求する場合がある。開放する場合には、ヒンジピン及びベアリングの目視検査を行うとともに、ヒンジピンについては非破壊検査を行う。操作及び保守マニュアルに記載のある場合、締付装置、支持装置及びロック装置の隙間計測を行い現状良好であることを確認する。
- (5) 表示装置が設けられている場合、次の(a)から(f)の項目について、現状が良好であることを確認する。
 - (a) 船橋及び操作パネルにおける表示装置及び可聴警報装置
 - (b) 船橋及び操作パネルにおけるランプテスト機能
 - (c) 「港内モード／航海モード」のモード切替器
 - (d) 表示装置の電源
 - (e) センサー
 - (f) その他、C 編 23 章及び CS 編 21 章の規定により本船に要求される項目
- (6) 漏水検知装置が設けられている場合、操作及び保守マニュアルの手順に従い現状が良好であることを確認する。このとき、可聴警報装置の作動を船橋及び機関制御室

のパネルで確認する。

- (7) テレビカメラによる監視装置が設けられている場合, それら装置が現状良好であることを確認する。このとき, 船橋及び機関制御室のモニターに適切に表示されることを確認する。

B5 定期検査

B5.2.5 精密検査

-2.を-3.と改め、-2.として次の1項を加える。

-1. 検査員が必要と認めた場合は、亀裂を検知するため、非破壊検査を行うよう要求することがある。

-2. 検査員が必要と認める場合、バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアの締付装置、支持装置及びロック装置の構造部材の寸法計測を要求することがある。締付装置、支持装置及びロック装置の構造部材の衰耗量は、建造寸法の15%を超えてはならない。

~~-23.~~ 規則 B 編表 B5.5 中の記号 H) について、図 B5.2.5 を参照すること。

B6 船底検査

B6.1 船底検査

B6.1.2 水中検査

-1.(2)を次のように改める。

(2) 実施条件

水中検査は、船底検査で要求される船底部の外板、付属物及び溶接部の状態が十分に確認~~が~~できるものであること。そのために、水中検査は、次に掲げる条件のもとで行われること。

- (a) 気象、海象が平穏で、海水中の視界が良好な海域において行われること。
- (b) できる限り軽喫水で、水線下の船底部が十分に清掃された状態で行われること。
- (c) 水中検査作業は、別に定める「事業所承認規則」に従って本会の承認した事業所によって行われ、作業には水中カメラ及び水中テレビカメラの操作に熟練した潜水士が当たること。
- (d) 検査員用にテレビの受像機が準備されていること。また、検査員と潜水士の間の通信連絡用の設備が準備されていること。カラー写真の撮影を行い得るよう準備されていること。

附 則（改正その7）

- 1. この達は、2012年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B12 海洋構造物等に関する検査

B12.1 通則

B12.1.2 として次の 1 条を加える。

B12.1.2 検査に関する一般規定

海底資源掘削船に備える掘削やぐらが取り外し可能なものである場合，掘削やぐらを船舶から取り外したとき及び再搭載したときには，臨時検査を行う。なお，臨時検査を受けるべき時期に定期的検査を受ける場合であって当該臨時検査の検査事項が含まれる場合には，その検査項目に対しての臨時検査は行わない。

B12.2 登録検査

B12.2.2 提出図面その他の書類

-7.及び-8.として次の 2 項を加える。

(省略)

-7. 規則 B 編 12.2.2-1.(1)(p)i)にいう掘削やぐらの構造図とは，以下に掲げる図面をいう。

(1) 一般配置図

(2) 掘削やぐらの主要構造部の詳細図

(3) 掘削やぐらの組立図

(4) 掘削やぐらの台板，アンカーボルトに関する図面

-8. 規則 B 編 12.2.2-1.(1)(p)ii)にいう掘削やぐらの関連資料には，以下に掲げる事項を記載すること。

(1) 構造解析結果

(2) 構造詳細

(3) 構造解析手法

(4) 設計条件

(5) 掘削やぐらに備える設備の技術仕様

(6) 掘削やぐらの材料仕様

(7) 掘削やぐらにボルト接合を用いている場合は，ボルトの仕様，材料及び締め付け要領

(8) 掘削やぐらの塗装要領

(9) 索取り図

B12.2.3 工事の検査

-7.として次の1項を加える。

(省略)

-7. 規則 B 編 12.2.3-1.(7)に規定する掘削やぐらの検査は、以下の(1)から(3)による。

- (1) 溶接部及びボルト接合部を含む掘削やぐらの外観検査を行う。
- (2) 主要構造部材及び特に応力が生じやすいと考えられる箇所の溶接継ぎ手について、非破壊検査（超音波探傷試験または放射線透過試験）を行う。
- (3) 掘削やぐらが設計上の位置に搭載されていること（許容設計範囲内であること）を確認する。

B12.3 年次検査

B12.3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査

-3.として次の1項を加える。

-1. 製造中登録検査完了後の最初の年次検査においては、半潜水型船舶及び甲板昇降型船舶の主要な構造要素について、本会が必要と認めた場合には、非破壊検査を含む検査を要求する場合がある。

-2. 規則 B 編 12.3.2-2.(1)に規定する係留設備の検査は次による。

- (1) チェーン
 - (a) 検査可能な範囲にあるチェーンを詳細に検査する。特にチェーン止め、ウィンドラスのポケットに接触する個所に注意すること。
 - (b) 前回の定期検査時に行われたリンクの寸法計測の結果、リンクの平均径が元の径の92%未満であるリンク及び明らかに衰耗しているリンクは、リンク径の計測を行うとともに、可能な限り非破壊検査及び3リンク又は5リンクの長さの計測並びにリンクの曲がり計測すること。この結果、B12.5.2-2.に該当する場合、当該リンクを廃棄し、連結シャックルを挿入するか新替えること。
- (2) ワイヤロープ
検査可能な範囲にあるワイヤロープを検査する。特に平らになった個所、素線が切れている個所及び衰耗又は腐食している個所に注意すること。
- (3) ウィンドラス、フェアリード及びウィンチ
検査可能な範囲のポケット、ギア、ドラム等を検査する。

-3. 規則 B 編 12.3.2-2.(2)に規定する検査は、次による。

- (1) 可能な範囲の現状検査を行う（塗装状態の確認も含む）。
- (2) 可能な範囲でボルトの締め付け状態を検査する。
- (3) 脱出経路が安全な状態に維持され、障害物が無いことを確認する。
- (4) 掘削やぐらの溶接部の補修を行った場合、溶接部の補修箇所について、非破壊試験を行う。

B12.5 定期検査

B12.5.2 船体，艀装，消火設備の定期検査

-5.として次の1項を加える。

(省略)

-5. 掘削やぐらの溶接部の補修を行った場合，溶接部の補修箇所について，非破壊試験を行う。

B15 作業船に関する検査

B15.2 登録検査

B15.2.1 を削る。

~~B15.2.1 一般~~

~~潜水船用支援母船に対する製造後の登録検査にあつては、支援設備について精密な検査及び効力試験を行う。なお、揚収装置及び曳航装置については、必要と認める場合、開族検査、荷重試験等を行う。~~

B15.2.2 を次のように改める。

B15.2.2 提出図面その他の書類

-1. 規則 B 編 15.2.2-1.及び-2.の適用上、作業用機器に関する図面及び作業用機器を支持するための船体構造図として、少なくとも以下の図面を提出すること。ただし、作業等に応じて追加の図面等の提出を求めることがある。

(省略)

(8) 洋上風力発電設備設置船

(a) 承認用図面及び資料

- i) クレーン、ブームレスト等の揚貨装置の配置図
- ii) クレーン、ブームレスト等の揚貨装置の支持構造図
- iii) 杭打ち込み装置配置図
- iv) 杭打ち込み装置の支持構造図

(b) 参考用図面及び資料

- i) クレーン、ブームレスト等の揚貨装置の支持構造に対する強度計算書
- ii) 杭打ち込み装置の支持構造に対する強度計算書

(9) 潜水船用支援母船

(a) 承認用図面及び資料

- i) 母船上における支援設備の配置図
- ii) 曳航装置図
- iii) 揚収装置図
- iv) 通話装置図
- v) 潜水船位置検出装置図

(b) 参考用図面及び資料

- i) 曳航装置の強度計算書
- ii) 揚収装置の強度計算書

-2. 規則 B 編 15.2.2-4.にいう「本会が別に定めるところ」とは、B2.1.2-5.に掲げる図面又は資料をいう。ただし、甲板昇降型船舶にあつては、規則 B 編 15.2.2-1.(4)(a)に掲げる図面を 3 部提出すること。

B15.2.6 として次の 1 条を加える。

B15.2.6 製造後の登録検査

- 1. 製造後の登録検査の取り扱いについては、B2.2 による。
- 2. 潜水船用支援母船の支援設備については精密な検査及び効力試験を行う。なお、揚収装置及び曳航装置については、必要と認める場合、開放検査、荷重試験等を行う。

B15.3 年次検査

B15.3.2 として次の 1 条を加える。

B15.3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査

製造中登録検査完了後の最初の年次検査においては、甲板昇降型船舶の主要な構造要素について、本会が必要と認めた場合には、非破壊検査を含む検査を要求する場合がある。

附 則（改正その 8）

1. この達は、2012 年 5 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。

B12 海洋構造物等に関する検査

B12.3 年次検査

B12.3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査

-2.(1)(b)を次のように改める。

-2. 規則 B 編 12.3.2-2.(1)に規定する係留設備の検査は次による。

(1) チェーン

(a) (省略)

(b) 前回の定期検査時に行われたリンクの寸法計測の結果、リンクの平均径が元の径の ~~92~~96%未満であるリンク及び明らかに衰耗しているリンクは、リンク径の計測を行うとともに、可能な限り非破壊検査及び3リンク又は5リンクの長さの計測並びにリンクの曲がりを計測すること。この結果、**B12.5.2-2.**に該当する場合、当該リンクを廃棄し、連結シャックルを挿入するか新替えすること。

B12.5 定期検査

B12.5.2 船体、艀装、消火設備の定期検査

-2.(1)及び(3)を次のように改める。

-1. (省略)

-2. 規則 B 編 12.5.2-2.(4)に規定する係留設備の検査は次による。

(1) チェーン

(a) チェーンの全数を清掃し、リンクに過度な変形、異常な衰耗又はスタッドの緩みに注意して詳細に検査する。

(b) 少なくともリンクの ~~45~~%について磁粉探傷試験、超音波探傷試験等の非破壊試験及び寸法の計測を行うこと。また、稼働中の係留状態でウィンドラス又はフェアリードに常に接触していたリンクは、原則として全数非破壊試験及び寸法計測を行う。なお、寸法計測は、リンクの呼び径及びスタッドの緩みを計測するものとする。

(c) リンクの呼び径の計測結果、その平均径が元の呼び径の ~~92~~96%未満のリンクは、非破壊試験及び3リンク又は5リンクの長さを計測すること。さらにリンクが変形している場合は、リンクの曲がりも計測すること。

(d) 検査の結果及び寸法計測の結果、次の **i)**から **vi)**に該当する場合は、そのリンクを切り離し、当該リンクと同種類の連結シャックルを挿入するか、又は、新替えすること。また、使用される連結シャックルの数は、~~420~~122m に1個を超えるものであってはならない。

- i) リンクの呼び径の計測の結果、その平均径が元の呼び径の ~~90~~95%未満の場合
- ii) スタッドがなくなっている場合（スタッド付きチェーンに限る。）
- iii) スタッドが **1)**から **3)**に掲げる数値以上の場合（ただし、第 R4 種、第 R4S 種及び第 R5 種チェーンにあっては、いずれも~~は~~1mm とする。）
 - 1) スタッドの長径方向のずれ：4mm
 - 2) リンクとスタッドの隙間：3mm
 - 3) リンクの面外方向の撓み（スタッドの中心線とリンクの中心線とのずれ）：3mm
 (iv)から vi)は省略
- (e) （省略）
- (f) 目視検査及び非破壊試験の結果、リンク径の ~~75~~75%未満の傷等がある場合は、呼び径の ~~90~~95%未満とならない範囲でグラインダ等で除去し、溶接補修して☒ **B12.5.2-2.(4)**に示すように滑らかにして差し支えない。ただし、第 R4 種、第 R4S 種及び第 R5 種チェーンは溶接補修を行ってはならない。
- (2) ワイヤロープ
（省略）
- (3) アンカー
 - (a) アンカー頂部、爪、柄を詳細に検査すること。爪、柄の曲がりを補修する場合は、本会の承認を得た方法で行うものとし、補修後非破壊試験を行うこと。
 - (b) リングピン及びヘッドピンを詳細に検査すること。過度な磨耗又は曲がりがある場合には、新替えすること。
- 3. （省略）
- 4. （省略）

附 則（改正その 9）

- 1. この達は、2012 年 5 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2. 施行日前に申込みのあった検査については、達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.4 工事の検査

-3.(3)(a)を次のように改める。

-3. 規則 B 編 2.1.4-1.(8)にいう消火設備の検査においては、次のことを行う。ただし、船内において、性能の確認が容易でないと認められる場合には、製造工場における本会検査員による検査に代えることができる。

((1)及び(2)は省略)

(3) 消火装置、火災探知装置及び手動火災警報装置

(a) 射水消火装置

- i) 主消火ポンプにあっては、当該船舶の最高場所及び当該ポンプからの距離等を考慮して最も厳しい条件となる 2 つの消火栓から同時に 2 条の射水を行い、水平到達距離が 12m 以上達することを確認する。
- ii) 固定式非常用消火ポンプにあっては、前 i)と同様射水試験を行う。ただし、非常用消火ポンプとして持運び式消火ポンプが認められている場合には、1 条の射水の到達距離が 12m 以上あればよい。なお、固定式非常用消火ポンプの射水試験は、可能な限り浅い喫水において実施すること。ただし、試験実施時の喫水は、航海中の最小喫水状態に相当する喫水より浅くする必要はない。
- iii) 機関区域の無人化設備を備える船舶の主消火ポンプの 1 にあっては、ポンプの遠隔始動試験又は自動始動試験を行う。
- iv) 消火主管が主消火ポンプの 1 によって常に加圧されている状態となるよう設計されているものにあっては、受圧部は使用圧力の 1.5 倍の圧力で圧力試験を行う。

附 則（改正その 10）

1. この達は、2012 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。